

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(衆

第一六号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、政治に対する国民の信頼を回復するため、衆議院議員又は参議院議員のいわゆる私設秘書によるあつせん行為による利得等を処罰しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、議員秘書あつせん利得罪の主体の拡大

議員秘書あつせん利得罪の主体に、衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は参議院議員の政治活動を補佐するもの(いわゆる私設秘書)を加える。

二、その他

1 いわゆる私設秘書によるあつせん利得罪についても、国外犯処罰規定を設ける。

2 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。